

保護者等の皆様

愛知県立岡崎工科高等学校長

## 出席停止の取扱いについて

下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止になります。医師の登校許可がでましたら、保護者の方で別添の「登校許可証明書」を記入していただき、インフルエンザの場合は、薬の説明書を添付のうえ学校にご提出ください。

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間

分類	種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1 型）、中東呼吸器症候群（MARS）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児にあつては 3 日を経過するまで）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 <small>しゅちやう</small> が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化 <small>かひ</small> するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
※	第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者・感染症が発生した地域から通学する者・感染症の流行地を旅行した者については、その状況により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止とします。	
※	出席停止の期間は上記のように定められていますが、病状には個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて登校するように留意してください。	

# 登校許可証明書

愛知県立岡崎工科高等学校 定時制 年 組

氏名 \_\_\_\_\_

診断名 ※ 該当に○

インフルエンザ 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん  
水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症  
その他 ( )

上記の疾患について、医師より登校許可ができましたので、報告します。

## 出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日※  
(※ 再登校日の前日まで)

\*インフルエンザの場合は、薬の説明書を添付してください。

令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

保護者等 氏名 \_\_\_\_\_